

平成 24 年度第岩手県防災会議 議事録

(開催日時) 平成 25 年 3 月 28 日 (木) 11:00～11:31

(開催場所) エスポワールいわて 2 階 大中ホール

(次 第)

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 議題

ア 岩手県地域防災計画・原子力災害対策編について

イ 岩手県地域防災計画・本編等の修正について

ウ 岩手県防災会議運営規程の改正について

(2) 報告

市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について

(3) その他

ア 平成 24 年中の災害対応状況について

イ その他

4 閉会

1 開会

○司会(小山総合防災室長) ただいまから、岩手県防災会議を開催します。
最初に、達増会長から挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○会長(達増知事) 委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

沿岸市町村を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われた東日本大震災津波から、2年が経ちました。今なお、仮設住宅などで不自由な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆様に、お見舞いを申し上げます。

また、救助救出、避難者支援等の応急対策に御尽力をいただいた防災関係機関の皆様には、改めて感謝申し上げます。今後とも、災害時における応急対策の実施に対し、また、沿岸被災地の復興に向けた取組に対しましても、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

さて、県地域防災計画につきましては、昨年度、東日本大震災津波に係る災害対応の

検証結果を踏まえ、大幅な改正を行ったところでありますが、今後も、不断の見直しを行い、県民の生命・身体・財産の保護に万全を期していくことが重要と考えています。こうした考え方の下、今年度におきましては、幹事会議の場で調整を図り、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等を踏まえ、新たに「原子力災害対策編」を策定するとともに、県地域防災計画全般にわたり、国の防災基本計画の修正事項の反映や県独自の見直しを加えることとしたところです。

本日、議題として提案するこれらの修正案等につきましては、これまで、幹事会議において、専門委員の御助言や幹事の皆様の御意見もいただきながら、検討・調整を重ねてきたものですが、お集りの委員の皆様からも忌憚のない御意見を頂戴し、その内容を決定したいと考えています。

本日は、このほかの議題も提案させていただきますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○司会（小山総合防災室長） 議事に入ります前に、本日、会議に御出席いただいている委員数についてでございますが、64名中59名の御出席をいただいております。岩手県防災会議運営規程第2条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これより先の議事につきましては、達増会長に議長をお願いいたします。

3 議事

(1) 議題

ア 岩手県地域防災計画・原子力災害対策編について

○議長（達増知事） それでは、議長を務めさせていただきますので、進行に御協力をよろしくお願いいたします。

議事、議題のア「岩手県地域防災計画・原子力災害対策編について」、事務局から説明願います。

○事務局（會川防災危機管理監） 事務局を務めます県総合防災室の會川と申します。

資料につきましては、概要をまとめました資料1-1、お諮りする原子力災害対策編の案となります資料1-2、パブコメ実施状況をまとめました資料1-3をお配りしておりますが、資料1-1により説明させていただきます。

なお、資料をあらかじめお配りしていることから、説明は概要のみとさせていただきますので、御了承をお願いします。

まず、上段左側「作成の背景等」であります。東京電力原子力発電所事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、長期かつ広範囲にわたって

県民生活に影響を及ぼしていること、また、平成 24 年 9 月定例県議会において、請願が採択されたこと、といった状況を踏まえ、本県においても、隣接県で原子力災害が発生した場合の対処方法等をあらかじめ定めておく必要があると考え、今般、原子力災害対策編を作成しようとするものであります。

次に、資料の中ほどの「作成に当たっての基本的考え方」であります。まず、「作成に当たって踏まえるべき本県の状況」について、東京電力原子力発電所事故は、県民生活に影響を及ぼしていること、本県には原子力事業所が立地せず、隣接県の原子力事業所から一定の距離があること、国が定める原子力災害対策指針に規定する「原子力災害対策重点区域」に、本県の区域が位置付けられていないこと、の 3 点に整理したところであり、その右側ですが、この 3 点を踏まえ、想定する災害は、隣接県に立地する原子力事業所において、特定事象等が発生したとき、核燃料物質等の運搬中の事故により、原子力事業所外において特定事象等が発生したとき、としたところであります。

また、原子力災害対策編に盛り込む内容としては、国の防災基本計画等に定める対策のうち、本県において、あらかじめ講じる必要があると認められる対策を中心とすること、また、その内容は、防災基本計画等の見直しや最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを進めること、などを基本に、整理したところであります。

それでは、原子力災害対策編の主な内容について、御説明します。

原子力災害対策編は、第 1 章総則から第 5 章事業所外運搬事故対策計画までの五つの章で構成しており、第 1 章総則では、計画の目的や計画において尊重すべき指針、災害の想定などを定めています。

第 2 章災害予防計画では、防災知識の普及や防災訓練、通報連絡体制の整備、避難計画の作成など、災害の発生に備えた対策について定めています。

第 3 章災害応急対策計画では、災害が発生した際に実施すべき対策について定めており、具体的には、災害発生状況に応じた県の活動体制、原子力事業所からの通報内容や内閣総理大臣指示等の伝達、災害情報の収集や、収集した情報の市町村、住民等への提供、環境や食品等のモニタリングの実施、避難等の実施、スクリーニングや除染、必要な医療の提供、などについて、定めています。

第 4 章災害復旧計画では、継続したモニタリングの実施による影響把握、除染等の低減措置の実施、県民等の健康確保に係る必要な調査等の実施、風評被害防止など、災害からの復旧に向けた対策について定めています。

第 5 章事業所外運搬事故対策計画では、事業所外で発生した事故への対応を定めていますが、基本的に、第 2 章、第 3 章の規定に準じて対応することとしています。

最後に、これまでの防災会議幹事会議の検討状況等について、御報告いたします。資料上段の右側を御覧ください。

原子力災害対策編の作成につきましては、昨年 10 月に開催した第 1 回防災会議幹事会議におきまして、ただいま御説明した作成の背景や基本的な考え方などを説明し、今

年度中に作成することを確認・了承いただいたところであります。

その後、12月と2月に、第2回、第3回の幹事会議をそれぞれ開催し、意見交換を行うとともに、12月から1月にかけて、パブリック・コメントを実施し、県民意見の募集を行ったところであります。

第2回、第3回の幹事会議には、ただいま御説明した内容を盛り込んだ案を提示し、また、いくつかの論点を設定しながら、有識者である専門委員にも御出席をいただき、意見交換を重ねてきたところであります。

幹事会議では、パブコメ意見でも寄せられました、安定ヨウ素剤の備蓄等の取扱いについて、意見交換を行ったところでありますが、安定ヨウ素剤の取扱いについては、国の検討が継続中であること等を踏まえ、現段階においては盛り込まず、引き続き、国の議論を注視しつつ、検討を継続することとしたところであり、その結果といたしまして、避難を中心とする対策などを盛り込んだ案が了承され、本日の御提案に至っているところであります。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（達増知事） ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

（発言なし。）

○議長（達増知事） それでは、専門委員の大町、雑賀両委員から御意見などございましたら、お願いいたします。

○大町専門委員 放射線医学総合研究所の大町でございます。

本案につきましては、被ばく医療あるいは、県民、避難者の健康を守るという点で必要な規定が盛り込まれておりますので、この内容でよろしいと思います。

○雑賀専門委員 原子力安全技術センターの雑賀でございます。

国の検討状況等を踏まえますと、現段階ではこの内容で問題ないと思います。大町専門委員と同じです。

ただ、先ほど概要の説明にもありましたとおり、国もいろいろな所で検討を進めておりますので、随時、取込みや検討をしていただきたいことと、初めて立地県でない県がここまでまとめられて、すごく御苦勞があったと思いますが、ぜひ実効性を持っていただきたいということと、安全と安心というキーワードがありますが、それを県民から買うということを進めていただければと思います。

○議長（達増知事） ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

（発言なし。）

○議長（達増知事） ございませんようですので、お諮りをいたします。岩手県地域防災計画・原子力災害対策編について、原案のとおりとすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（達増知事） 御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に議題イ「岩手県地域防災計画・本編等の修正について」、事務局から説明願います。

○事務局（會川防災危機管理監） それでは、県地域防災計画の本編・震災対策編・火山災害対策編の修正案について、御説明します。

資料につきましては、概要をまとめました資料２－１、お諮りする案となります資料２－２から資料２－４までの新旧対照表、パブコメ実施状況をまとめました資料２－５をお配りしておりますが、説明は資料２－１により行います。また、説明は概要のみとさせていただきますので、御了承をお願いします。

本編等の修正につきましては、原子力災害対策編と同様、防災関係機関への意見照会、パブリック・コメントによる県民意見の募集を実施しながら、幹事会議において意見交換を行って、修正案をとりまとめたところであります。

まず、本編等の修正のポイントであります。資料上段にありますとおり、防災基本計画の修正内容の反映、本県独自の見直しの推進、法令改正等に伴う見直しなど、の三つのポイントに整理し、修正を行ったところであります。

次に、この三つのポイントに沿って行いました修正案の内容について、本編の修正内容を例に、御説明いたします。「２本編の主な修正内容」の部分を御覧ください。

まず、(1)防災基本計画の修正内容の反映についてであります。ア、災害に対する即応力の強化として、職員の相互派遣の実施など、防災関係機関相互の連携強化について、県等による指定行政機関等への職員派遣の要請等について、災害情報収集における関係地方公共団体等に対する資料提供の要求について、遠方の地方公共団体等との協定締結、応援計画・受援計画を定めた訓練の実施等、災害時における協力体制の整備について、⑤、⑥県内外の他の自治体で大規模な災害が発生した場合の応援体制の構築、職員派遣等について、複合災害の発生可能性も認識した防災訓練の実施等について、また、

イ、被災者への対応改善では、学校等との連携・連絡体制の整備、児童等の保護者への引渡しのルール化等について、市町村又は県の区域を越えた避難・広域一時滞在の実施又は受入れ等について、避難所における福祉施設職員等による応援体制の構築等について、介護保険施設に対する同種施設等との受入れに関する災害協定の締結の指導等について、情報伝達手段への携帯端末の緊急速報メール機能等の追加について、保健師等による巡回の実施等による避難所の状況把握等について、さらに、ウ、防災教育の強化等による地域の防災力の向上では、防災関係機関による各種資料の収集、住民自らによる災害教訓の継承に関する取組の促進等について、それぞれ、関連する章・節に項目を追加、あるいは、現行規定を修正するなどして、定めております。

資料右側に参りまして、(2)東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえた見直しは、本県独自の見直しに当たる部分であります。

主な見直しとしては、ア、災害時における個人情報の取扱について、第1章に第3節の2を新設し、県は、被災者の負担軽減を図り、被災者の生活再建に資することができるよう、個人の権利利益を損なわない限りにおいて、個人情報の利用及び提供を図るとともに、市町村は、あらかじめ必要な取扱を定めるよう努めることなどを、新たに定めております。

イ、歯科医療救護の位置付けの明確化は、岩手県歯科医師会との災害協定の締結に伴い、歯科医療救護班の編成などについて、新たに定め、明確化を図ったものであります。

ウ、平時における災害医療体制の整備は、災害時における医療体制の重要性に鑑み、災害に備えた予防的対策について、災害応急対策を規定する第3章から、災害予防対策を規定する第2章に移した上で、第5節の2を新設し、内容の充実を図りながら新たに規定したものであります。

エ、住民等への情報伝達手段の拡充等は、情報伝達手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局を位置付け、その拡充を図ったものであり、オ、その他では、代替透析施設の確保等に関して、規定の整理を行ったところであります。

(3)その他の見直しとしては、災害時要援護者に「難病患者」等を加えるなどの見直しを行うとともに、気象に関する情報や警報等の発表基準の整理のほか、全般的に、細かな点も含め、文言の整理を行ったところであります。

以上が本編の修正案の概要であります。資料右下に記載のとおり、震災対策編、火山災害対策編につきましても、本編の修正内容に準じて修正を行ったところでありますが、震災対策編の名称については、「地震・津波災害対策編」に改めることとしております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（達増知事） ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(発言なし。)

○議長（達増知事） ございませんようでしたら、お諮りをいたします。

岩手県地域防災計画・本編等の修正について、原案のとおりとすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（達増知事） 御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に議題ウ「岩手県防災会議運営規程の改正について」、事務局から説明願います。

○事務局（會川防災危機管理監） それでは、資料3によりまして、岩手県防災会議運営規程の一部改正について、御説明いたします。

この規程は、県防災会議条例第6条の規定に基づき、会長が防災会議に諮って、会議の運営に関し、必要な事項を定めているものでありますが、災害対策基本法の一部改正等に伴い、改正を行おうとするものであります。

表紙をめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

主な改正事項であります。昨年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者」を防災会議委員に加えたところですが、新委員のうち幹事を置かない委員、それから、原子力災害対策編の作成に関して任命した専門委員については、今年度の第2回防災会議幹事会議から御本人の出席をお願いしているところであります。

幹事会議に関する事項を定めた第5条におきまして、こうした取扱を規程上も明確にするため、幹事を置かない委員及び専門委員を幹事会議に出席させることができるよう、新たな規定を加えようとするものであります。

このほか、第3条におきまして、平成7年に行われた災害対策基本法の一部改正に伴い、会長の専決処分事項の整理を行うとともに、第2条及び第4条におきまして、文言整理をさせていただくものです。

改正内容は以上のとおりであります。施行期日につきましては、3月29日からとしているものであります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（達増知事） ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(発言なし。)

○議長（達増知事） 特にございませんようでしたら、お諮りをいたします。

岩手県防災会議運営規程の改正について、原案のとおりとすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（達増知事） 御異議なしということで、原案のとおりと決定いたします。

次に(2)報告「市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について」、事務局から説明願います。

○事務局（大畑特命課長） 事務局を務めます県総合防災室の大畑でございます。それでは、資料4によりまして、市町村地域防災計画の修正に対する意見の専決処分について、御説明いたします。

なお、市町村地域防災計画の修正に対する意見につきましては、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定により、会長が専決処分することができるものとされているものでございます。

災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、昨年4月から本年3月19日までの間に、報告のあった市町村は、6市3町、9件となっております。

報告のあった市町名及び専決処分日は、資料記載のとおりでございます。

また、報告のあった市町村の地域防災計画の主な修正事項でございますが、東日本大震災津波の教訓を地域防災計画に反映させる見直しを行ったもの、修正が行われた県地域防災計画との整合性を図ったもの、となっております、その内容については、適当と認められたところであり、意見を付したものはなかったところでございます。

なお、市町村地域防災計画の修正につきましては、引き続き、その促進が図られるよう、県としても支援を行っていくこととしてございます。

報告は以上でございます。

○議長（達増知事） ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

(発言なし。)

○議長（達増知事） 御質問等がございませんようでしたら、以上で報告を終了します。

議題(3)その他、ア「平成24年中の災害対策状況について」、事務局から説明願います。

○事務局（高松防災危機管理担当課長） 事務局を務めます県総合防災室の高松と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料5によりまして、平成24年中の災害対応状況について、御説明いたします。

県では、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、県災害警戒本部又は県災害対策本部を設置し、対応に当たっているところであります。

なお、資料には記載してございませんが、災害警戒本部の設置基準は、県内の地域に気象警報が発表されたとき、震度4又は震度5弱の地震が発生したとき、津波注意報が発表されたとき、などとしております。

また、災害対策本部の設置基準は、県内の地域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、震度5強以上の地震が発生したとき、津波警報、大津波警報が発表されたとき、などとしております。

平成24年中におきましては、災害警戒本部を67回設置し、延べ81日となっております。この中には3月14日、8月31日、12月7日の3回の津波注意報の発表事案も含まれております。災害情報の収集などの対応に当たってまいりました。

過去の22年、23年の回数と比較してみますと、22年、23年は両方とも25回という回数になっておりました。本年の回数が67回と多くなった要因としましては、東日本大震災津波により地震や地盤沈下が起こったことから、気象庁が発表する気象警報の発表基準が引き下げられて、現在運用されているものです。大雨、洪水、高潮警報といった警報の発表基準が引き下げられて運用されていることから、このように回数が増加しているものと捉えております。

災害警戒本部の設置状況につきましては、資料に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

○議長（達増知事） ただいまの説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

（発言なし。）

○議長（達増知事） 特にございませぬようでしたら、次に進ませていただきます。

(3)その他のイ「その他」ですが、委員の皆様から御発言等ございませんでしょうか。

（発言なし。）

○議長（達増知事） 事務局からも特になしということです。その他、特にございませんようでしたら、これもちまして、本日の議事を終了することといたします。

大変重要な地域防災計画の修正等について、決定をいただきまして、ありがとうございます。また、報告、その他の中にもありましたとおり、災害対策本部を設置するようなことは24年中になかった訳ですが、災害警戒本部を設置するような状況がかなりあったということで、やはり油断なく防災の体制の充実、意識を高めるなどしていかなければならないと、改めて思います。

今後ともよろしくお願いを申し上げて議長の任を解かせていただきます。

4 閉会

○事務局（小山総合防災室長） どうもありがとうございました。以上で岩手県防災会議を終了いたします。ありがとうございました。

- 閉会 -